

# 質屋における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月26日改定  
全国質屋組合連合会

## 1 基本的考え方

質屋においては、店内がお客様で混雑するといったリスクは少ないが、一方で、個人営業が多くそれぞれの店舗が小さいこと、小売店と比較してお客様と接する時間が長いこと、お客様との間における物品の受け渡しがあることなどの特色から、お客様との対面時における飛沫感染、物品を通じた接触感染等のリスクがある。

このため、店舗内の十分な換気を図るとともに、接客時の飛沫感染、物品受け渡し時の接触感染について、特に対策を講じる必要がある。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況によって随時見直すこととする。

## 2 基本的対策

### ① マスクの着用

従業員及びお客様のマスク着用の徹底を図り、マスクを着用(マスクは口と鼻をしっかり覆い、外すときは表面を触れずヒモを外す。また、マスクのずれを直すときもできるだけ端をつまんで直すようにする。)していないお客様には、入店を制限する。

### ② 従業員の体調管理

従業員は、出勤前に体温測定を行うとともに、発熱など体調に異変がある場合は、新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、無理に出勤しない。

### ③ 施設の換気

冷暖房作動中でも定期的に換気(風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。)を行う。

### ④ 施設の消毒

始業前、始業後は、通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を清拭消毒する。

## 3 入店時の対策

### ① 手指消毒設備の設置

店舗出入口に手指消毒設備を設置し、従業員の声かけ、掲示物等によりお客様の手指消毒の奨励を徹底する。

### ② 症状のある方の入店制限

従業員の声かけ、掲示物等により、お客様に感染防止対策をとっていることについて協力を求めるとともに、発熱又は軽度であっても咳、咽喉痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航及び当該在住者との濃厚接触がある場合に申し出てもらう、入店時に非接触体温計等で発熱者を特定するなどにより入店を制限する。

### ③ 混雑時の対応

同一時間帯にお客様が集中するなど店舗出入口付近が混雑した場合には、従業員の声かけ等により、できるだけお客様を並ばせない工夫及び整理を行うとともに、お客様の整列に際しては、対人距離を確保(できるだけ2メートル(最低1メートル)を目安に確保するよう努める。以下同じ。)し、状況により入店を制限する。

## 4 営業中の対策

### ① 店内の消毒

カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、筆記用具、メモ帳など、お客様との対面場所等の共用部分等について、お客様1人ごとに、その接客前後に消毒を実施する。

### ② 遮蔽物の設置

お客様との対面場所には、アクリル板・透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置する。

### ③ 手袋の着用等

物品の受け渡しを行う場合は、従業員は手袋を着用し、物品に触れる箇所を最低限度にとどめる。使用した手袋については、こまめに消毒、交換をする。また、従業員は、筆記用具、メモ帳など個々に使用し、他の従業員又はお客様と共有する物品を最低限にとどめるとともに、手が頻繁に触れる箇所についても最低限となるよう工夫する。

### ④ トイレ

便器内は、通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。また、掲示物等によりトイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう徹底する他、共通タオルの使用を禁止し、ペーパータオルを設置又は個人用にタオルを準備する。

### ⑤ 従業員の休憩スペース

従業員の休憩スペースについても常時換気を行うとともに、一度に休憩する人数の制限、対人距離の確保、対面での食事や会話の縮減、共有物品の定期消毒、入退室前後の手洗いを励行する。

### ⑥ 混雑時の対応

同一時間帯にお客様が集中するなど、店内が混雑した場合には、従業員の声かけ等により、お客様を並ばせない工夫を行うとともに、お客様の整列に際しては対人距離を確保する。

## 5 その他

### ① 都道府県からの要請への対応

都道府県の方針を把握するとともに、指示・要請に即した営業を実施する。また、地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大リスクが残る場合は、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### ② 入店者の管理

質屋営業法に基づき、帳簿を作成しているところであるが、万が一、店舗において感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当該帳簿等に基づき入店者を適正に管理する。

### ③ ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。また、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### ④ 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。

### ⑤ 従業員の意識向上

これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」、「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組により、従業員の意識向上を図る。

### ⑥ その他

高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことを念頭に、より慎重で徹底した対応を検討する。